

飲食店との取引事業者等を支援します！

# 三重県飲食店取引事業者等支援金(6月分)

緊急事態措置、まん延防止等重点措置及び三重県緊急警戒宣言に伴う飲食店の休業又は時短営業、酒類提供自粛やカラオケ利用自粛の影響を受ける飲食店取引事業者等に対して支援金を支給します。

## 1 対象事業者

- ① 時短営業等の影響を受けている飲食店と直接かつ反復継続した取引のある事業者（**飲食店取引事業者**）
- ② **タクシー事業者、自動車運転代行業者**
- ③ 協力金の対象とならないが、県の要請に応じている以下の事業者
  - ・**カラオケ設置事業者（結婚式場を含む）**
  - ・**終日、酒類の提供を取りやめた飲食店事業者（結婚式場を含む）**

三重県内に事業所を有する中小法人等・個人事業者等であること

## 2 主な支給要件

※申請にあたっては、必ず要項を確認してください

**令和3年6月の売上**が、**前年又は前々年同期比**で**30%以上減少**していること

※国の月次支援金対象事業者は対象となりません

※三重県が実施する他の協力金・支援金との併給は不可

なお、50%以上売上が減少している事業者は、国の「月次支援金」をご活用ください。

「月次支援金」ホームページ：[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

「月次支援金」申請相談窓口 TEL:0120-211-240

## 3 支給金額

1事業者あたり、以下の額を**上限**に売上減少額を支給

**中小法人等：10万円**    /    **個人事業者等：5万円**

## 4 申請受付

令和3年**7月1日(木)**から**8月31日(火)**(消印有効) ※郵送のみ

※ 封筒オモテ面に「**申請書(6月分)在中**」とご記載ください

〒514-8799 津中央郵便局留 三重県飲食店取引事業者等支援金 事務局 宛

本支援金は、三重県が実施する他の協力金と重複して申請することはできません。

## 5 支援金に関するお問い合わせ

三重県飲食店取引事業者等・酒類販売事業者等支援金 事務局

(TEL: **059-224-2838**) 受付時間: 平日9時から17時 ※土日祝を除く

開設期間: 令和3年9月17日(金)17時まで

## 6 申請に必要な書類

- 三重県HPに掲載している申請要項を熟読のうえ、必要書類を整え提出してください
- 申請には、申請要項に定める申請書(様式)、誓約書(様式)等のほかに、次の書類が必要です

① 取引先飲食店等の情報 【飲食店取引事業者のみ】	緊急事態措置、まん延防止等重点措置又は三重県緊急警戒宣言による時短営業等の影響を受ける取引先飲食店の情報
② 取引先飲食店等との取引内容が確認できる資料 【飲食店取引事業者のみ】	取引先飲食店との令和2年6月以降、2回の取引内容が確認できる書類(例 納品書、領収書 等)
③ 営業する上で必要な許可証等 【タクシー、自動車運転代行業者、飲食店事業者のみ】	一般乗用旅客自動車運送事業の許可、飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
④ 売上台帳等	令和3年6月(対象月)と、その前年同月又は前々年同月分(比較月)の売上額のわかる売上台帳等の写し
⑤ 確定申告書の写し(★)	直近の「法人税の申告書(別表一)」(法人)、「所得税の申告書B(第一表)」(個人)の写し
⑥ 本人確認ができる書類 又は履歴事項証明書(★)	運転免許証の写しなど顔写真付きのもの(個人) 履歴事項証明書等(法人) 等
⑦ 通帳の写し(★)	通帳のオモテ面と1・2ページ目の口座番号や口座名義人がわかるページ

(★)4・5月分を申請された方で、既に同じ書類を提出している場合は、書類の提出を省略することができます

※ このほかにも申請書類が追加で必要な場合がありますので、  
申請の際には必ず三重県HPの申請要項をご確認ください

## 7 申請要項等の入手方法

次のいずれかの方法で入手してください

### ① 三重県庁のホームページからダウンロード

([https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027\\_00016.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00016.htm))

三重県 飲食店取引 支援金

検索



### ② 郵送にて請求(請求先)

〒514-8799

津中央郵便局留

三重県飲食店取引事業者等支援金事務局 宛 ※ 8月18日(水)到着分まで

※ 封筒オモテ面に「申請書請求」とご記載ください

※ 返信先を記入し、390円分の切手を貼り付けた返信用封筒(角型2号)を同封してください

※ 料金が不足する場合、返信できませんので、ご注意ください

## 8 三重県飲食店取引事業者等支援金 相談窓口

本支援金に関するご質問等は、次の相談窓口にお問い合わせください

電話番号: 059-224-2838

受付時間: 9時から17時

開設期間: 7月1日(木)~9月17日(金) ※土日祝を除く